



## 2024(令和6)年6月から 所得税と住民税の「定額減税」が実施されます

定額減税とは、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担軽減を目的に一定の要件の下、1人当たり所得税から3万円、住民税から1万円、合計4万円の減税を行うものです。下表の概要通り、減税対象者の所得税額および住民税の所得割額から、本人分と同一生計配偶者（住民税では控除対象配偶者）、扶養親族（以下「同一生計配偶者等」）分の合計額が控除されます。

	所得税	住民税
いつ	2024年6月1日以後	2024年6月1日以後
対象者	2024年分所得税の納税者である居住者 <sup>※1</sup> で、合計所得金額が1,805万円以下の者 <b>注</b> 給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下	2024年度分住民税の所得割の納税義務者 <sup>※2</sup> で、2023年の合計所得金額が1,805万円以下の者 <b>注</b> 給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下
控除額	本人：3万円 同一生計配偶者 <sup>※3</sup> ：3万円 扶養親族 <sup>※3</sup> ：1人につき3万円 例) 本人、配偶者、子2人の場合=12万円 (3万円×4人)	本人：1万円 控除対象配偶者 <sup>※4</sup> ：1万円 扶養親族 <sup>※4</sup> ：1人につき1万円 例) 本人、配偶者、子2人の場合=4万円 (1万円×4人)
控除方法(概略)	<b>①給与所得者</b> 2024年6月1日以後、最初の給与等（賞与を含む）の源泉徴収税額から順次控除 <b>②事業所得者等</b> 2024年分所得税の第1期分予定納税額から本人の減税額を控除。控除しきれない場合は第2期分から控除。同一生計配偶者等の分は確定申告または予定納税額の減額申請により控除	<b>①給与所得者（特別徴収）</b> 2024年6月分は特別徴収せず、2024年度分住民税の所得割額から減税額を差し引いた額を11等分し、2024年7月～25年5月の11カ月間で毎月特別徴収 <b>②事業所得者等（普通徴収）</b> 2024年度分住民税の第1期分納税額から控除。控除しきれない場合は第2期分以降から順次控除

注) 合計所得金額が1,805万円（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円）を超える者は対象外ですが、給与所得者の場合は主たる給与の支払い者の下で①の方法で控除し、年末調整（もしくは確定申告）で精算することとなります。

※1 居住者とは、国内に住所を有し、または現在まで引き続き1年以上居所（実際に住んでいる場所）を有する人

※2 納税義務者とは、その年の1月1日時点で国内に住所がある人

※3 居住者に限る

※4 国外居住者を除く

出典：「定額減税特集号『定額減税』の仕組みと実務のポイント」(株TKC出版)

